

ディスティネーション十勝教育プログラム 白人小学校



白人小学校とディスティネーション十勝、北王農林が協力して行われた教育プログラムでSDGsの大切さを学びました。

STEP 1

ディスティネーション十勝から講師を招き食品ロスをなくす取り組みを中心にSDGsの必要性を学びました。



STEP 2

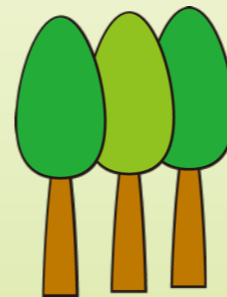
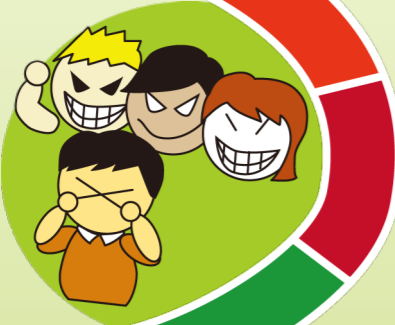
北王農林が行う環境にやさしい農業について学習。化学肥料や農薬の使用を抑えることで土壌の汚染が抑えられ、その結果、川の汚染、海の汚染が軽減されることを学びました。また、畑で子どもたちがとうもろこしを収穫。自分たちで収穫したとうもろこしを試食することで、あらためて食の大切さを学びました。



SDGs を考える

ニュースや新聞などで取り上げられることが多くなったSDGs（持続可能な開発目標）。2015年の国連サミットで2030年までに持続可能な世界を目指すため国際社会の目標として採択されました。

国連サミットでの採択と聞くと、規模が大きく難しい目標と考えがちですが、個人でも簡単に取り組めることもあります。子どもたちも学校行事を通じてSDGsへの理解を深めています。みなさんも自分で取り組めることを考えてみませんか。



かぼちゃプロジェクト 忠類小学校



忠類小学校の子どもたちが自分たちで育てたかぼちゃを札幌円山動物園のゾウに贈る「かぼちゃプロジェクト」。今年で3回目となるこの取り組みの中で子どもたちはSDGsの考え方も学んでいます。

STEP 1

かぼちゃの栽培に肥料として円山動物園のゾウの糞で作ったたい肥を使用。その際に、円山動物園の動物の糞は以前は焼却していたがCO₂削減のためにたい肥化を始めたことから、地球温暖化防止の重要性を学びました。



STEP 2

かぼちゃプロジェクトに賛同してかぼちゃ栽培の協力してくれた忠類育苗センターで、栽培方法の学習と併せて育苗センターの仕事を学習。センターで育てた苗木が山に植えられ、その山が水をきれいにすることで海の水が保たれ、山を守ることが海を守ることにつながる自然の循環を学びました。



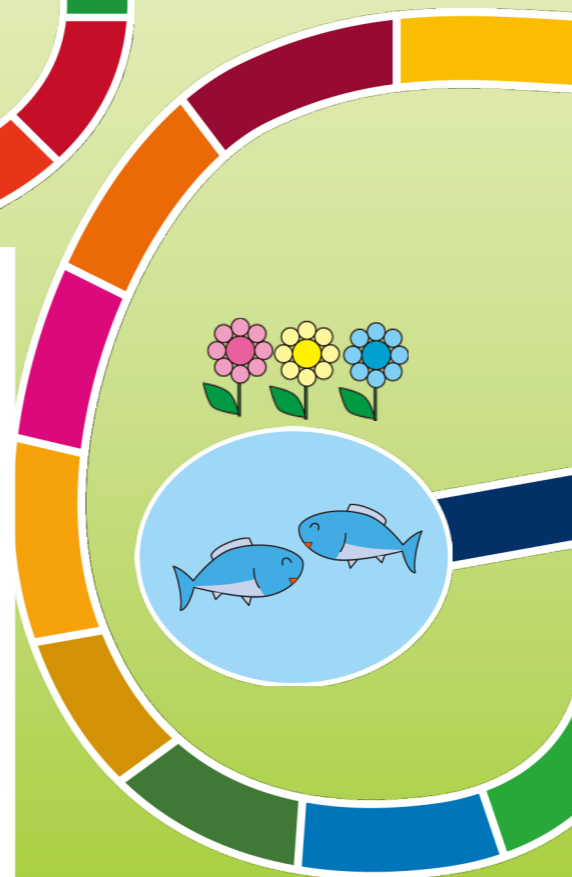
SDGs 絵本の読み聞かせ



幕別清陵高校・札内さかえ保育所・札内北保育所

幕別清陵高校と帯広青年会議所が協力してSDGsの考え方を伝える絵本を作成しました。絵本の作成は帯広青年会議所の呼びかけに幕別清陵高校が応えて実現。高校生と社会人のグループでワークショップを開催してSDGsへの理解を深めながら完成させました。

完成した絵本は、幕別清陵高校の生徒により、札内さかえ保育所と札内北保育所で子どもたちに読み聞かせが行われ、SDGsの大切さを分かりやすく伝えました。



誰もが暮らしやすいまちにするために わたしたちにできること

近年、障がいのある人の生活を社会や地域で支えていこうという取り組みが始まっています。しかし、障がいに関する理解が十分でないことから、障がいのある人に対する差別や偏見が存在していることも事実です。障がいや、障がいのある人に対する理解を深めましょう。

障がいのある人は町内にどれくらいいる？

町内には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が約1700人暮らしています。これは町の人口の約6.5パーセントに相当します。(令和3年10月末時点)
このほかに、発達障がいや難病などにより、手帳を持っていないけれども何らかの「生きづらさ」を抱えて生活している人がいます。

障がいのある人に対する差別とは

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を目指し、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、**不当な差別的取り扱いをすること、合理的配慮をしないことが差別だ**としています。

不当な差別的取り扱いとは、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、車いすだから店に入れないことなどです。これらは、障がいのない人とは違う扱いを受けているので、不当な差別的取り扱いといえます。

合理的配慮をしないこととは、聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障がいのある人に分かりやすく説明しないことなどです。これらは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えていくのに、障がいのある人には情報を伝えていないこととなります。

障がいを理解し、一人ひとりに合ったサポートを

聴覚・言語障がいのある人

聴覚障がいのある人の会話には、手話、指文字、筆談、口話、読話や身振り手振り、図やイラストを使うなどの工夫をしましょう。人によってコミュニケーション方法が異なるので、どのような方法が良いか、本人の意向を確認しましょう。



知的障がい・精神障がいのある人

同じことを繰り返し尋ねたり、理解するのに時間がかかったりする人もいます。簡単なメモを渡したり、図やイラストで伝えたりするなどの工夫をしましょう。



視覚障がいのある人

「あちら」「これ」などの指示語では「どこか」「何か」が分かりません。場所は「30cm右」「2歩前」、物は「〇〇くらい大きさ」など、具体的に説明しましょう。また、誘導を頼まれたときは服をつかんでもらい、半歩前を歩きましょう。



車いすの人

段差や狭い通路で困っていたら、声を掛けて手伝いましょう。また、車いすの人と話をするときは立ったままだと威圧的な印象を受け取られてしまいます。できるだけ同じ目線で会話をするようにしましょう。



障がいの特性や程度、性別、年齢などにより求められることは一人ひとり違ってきます。困っている様子を見かけたり、配慮を求められたりしたときは、できる限り力になるように心掛けましょう。負担が大きくてできない場合は、相手にきちんと説明して分かってもらうことが大切です。

できることから始めよう

障がいのある人が困っているとき、「どうしたらいいか分からない」「私にはできないかもしれない」とためらう場面があるかもしれません。専門的な知識や経験がなくても簡単な援助をすることはできます。

困っているかどうか判断できないときでも、勇気を出して「何かお手伝いしましょうか?」と声を掛けてみてください。障がいの程度はさまざまですが、サポートの方法も状況によってさまざまですが、一人ひとりの声に耳をかたむけ、「その人」を知ることが、差別をなくす第一歩となります。

～気づいたあなたは支えになれる～ ヘルプマーク・ヘルプカード 知っていますか？

「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を配付しています。

▶配付対象者

【ヘルプマーク】

- 外見からは配慮や援助が必要と分かりにくい人
- ※配付の際、障害者手帳などの提示は不要です。
- ※ヘルプマークの配付は1人につき1つです。
- ※郵送での配付はできません。
- ※ヘルプマークの趣旨に沿った、適切な利用をお願いします。

【ヘルプカード】

障がいなどがあり、周囲から手助けが必要な人

▶配付場所

- 福祉課、保健福祉課(ふれあいセンター福寿内)
- 札内支所、糠内出張所

ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が着用することで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。

ヘルプマークを見かけたら、列車やバスで席を譲る、困っていれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプカード

障がいのある人などの中には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。手助けが必要なのに、「コミュニケーションに障がいがあり、そのことを伝えられない人」「困っていることを自覚していない人」もいます。

ヘルプカードは、障がいのある人などが普段から持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などに提示することで、手助けを求めるものです。



「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を見かけたら、配慮や手助けなど、思いやりのある行動をお願いします。

☎福祉課障がい福祉係(☎54-6612)

障がいに関すること なんでも相談してください

相談支援事業所は事業者としてのネットワークを生かし、障害者相談員の方は豊富な経験から、障がいのある方やその家族のさまざまな相談に応じています。不安や悩みなどをお気軽にご相談ください。

障がいのある人への虐待に気付いた人は、町の担当窓口に通報することが義務付けられています。虐待に気付いたらすぐに連絡をしてください。

☎福祉課障がい福祉係(☎54-6612)

◆町内の相談支援事業所

事業所名	電話番号
ひまわりの家	☎66-4509
ミラータイム	☎66-4681
ひかり	☎67-1733
タッチあいあい	☎56-2452
笑心。	☎66-4741
幕別あすなる会	☎56-8901
基幹相談支援センター (福祉課障がい福祉係内)	☎54-6612

- ◆身体障害者相談員 佐藤 文子 ☎56-3635
- ◆知的障害者相談員 佐藤 恵子 ☎54-3077



除雪をスムーズに進めるために

みなさんが利用する道路を少しでも早く除雪するため、民間の除雪車両を借り上げて除雪体制を整えています。ため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

毎年、町には除雪に関する多くの声が寄せられています。その代表的な質問と要望についてお答えします。

町道除雪の 出動基準は？

次のいずれかの場合に除雪車は出動し、道路の雪を両側にかき分ける形で除雪を行います。

※雪の量によっては左右均等に除雪できない場合もあります。

- ①積雪が10cmを超え、さらに雪が降り続ける場合
- ②圧雪などで、交通事故や交通障害が発生する危険がある場合
- ③強風などで、路面の吹きだまりがひどい場合
- ④融雪などで、道路のわだちが著しい場合
- ⑤道路パトロール等により、除雪が必要と判断した場合

雪が降っていても除雪車が出動しない場合があるのはなぜ？

- ①通勤・通学などの交通ラッシュ時を避けるため
- ②時間がかかる団地内の除雪を1回の出動で効率よく

なぜ除雪車は家の前に雪を置いて行くの？

く済ませ、除雪後の道路に雪を残さないように作業を完了させるため

③安全性の確保が困難なため

④日中の気温がプラスで、翌日以降もプラスの気温で雪が融けることが見込まれるため

道路の雪を両側にかき分けて除雪を行うので、道路の両側にはどうしても雪が残ってしまいます。素早く効率的に除雪を行い道路を確保するため、現在の方法で行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、住宅地の道路には、歩道のように見える部分があります。これは、電柱や標識、ガス管などを地下に埋設するスペースとして設けており、冬は堆雪スペースとしても使用しています。

公園(街区公園)に雪を捨てたい

住宅地内にある公園(街区公園)に雪を捨てることできます。

ただし、次の2つのルールを守ってください。

- ①雪捨ては、ママさんダンブやスコップでのみ行ってください。

※シヨベルローダーやトラックなどの機械による排雪は禁止していますので、町指定の雪捨て場に運搬し、捨ててください。

②雪を捨てる際は、歩道まではみ出さないようにしてください。

【注意】

街区公園の管理は公区にお願いしています。公区によっては、公園への雪捨てを禁止している場合がありますので、公区長にご確認ください。

除雪車がなかなか来ないのですが…

①一台の除雪車が除雪を完了するまでに6〜8時間程度の時間がかかりますので、地域によっては除雪が遅れる場合があります。

除雪に関するお願い

路上駐車をしないでください

路上駐車は除雪作業の妨げになるだけでなく、救急車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。路上駐車は絶対にしないでください。

道路に障害物を置かないでください

自宅前の路上や車庫出入口の障害物(スロープ、看板用ブロックなど)は、除雪作業の妨げになりますので、撤去をお願いします。

車道へ雪を出さないでください

車道への雪出しは、出した雪が圧雪され、路面にわだちができるなど事故の原因になるばかりでなく、法律違反でもありますのでお止めください。

道路付近でのそり遊びなどはしないでください

道路付近の雪山ではそりやミニスキーなどで遊ばないでください。道路への飛び出し事故につながり、大変危険です。

高齢者世帯の雪かき、公区の雪捨て場確保、除雪機の導入、地域内除排雪などの公区活動に対する支援があります。詳しくは8ページをご覧ください。

除雪車には近づかないでください

細心の注意を払って除雪をしていますが、除雪車には死角がたくさんあり大変危険です。除雪作業中は除雪車に絶対に近付かないでください。

車庫前や玄関前の雪処理にご協力ください

除雪は道路上の雪を両側にかき分ける作業のため、玄関や車庫の前に雪がたまってしまいます。出入口の除雪について、ご協力をお願いします。

深夜・早朝作業にご理解ください

通勤・通学の時間帯までに除雪作業を終わらせるため、深夜や早朝に作業を行う場合があります。騒音などご迷惑をおかけしますがご理解をお願いします。

センターラインを越えた除雪作業にご注意ください

車道を除雪する際に、センターラインを越えて作業する場合がありますので、ご注意ください。

屋根の雪、つららの撤去にご協力ください

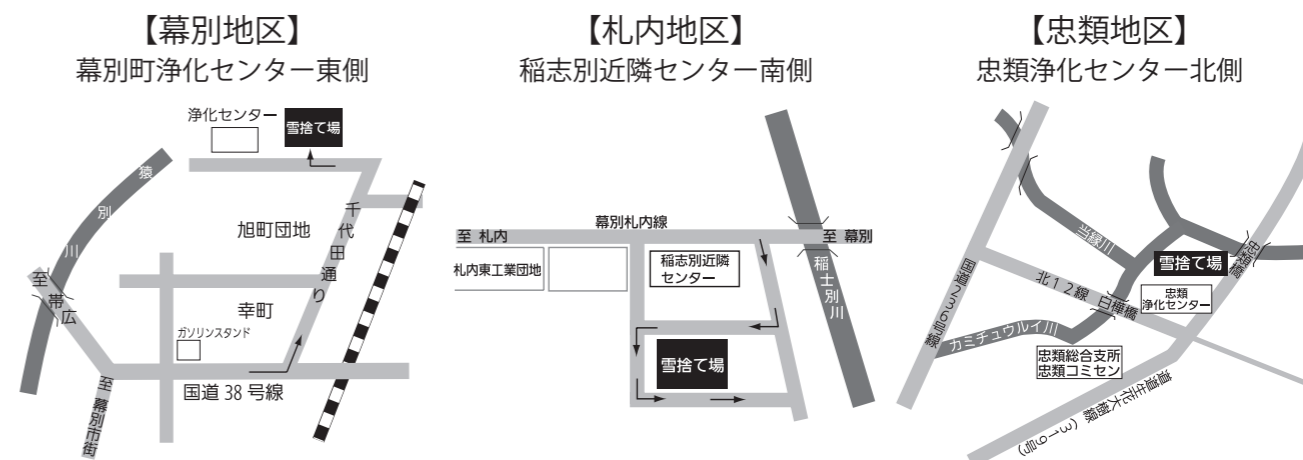
屋根の雪やつららなどが歩道や車道に落下すると大変危険です。事故防止のため、屋根の雪やつららは早めに取り除いてください。また、軒下を通行する際は、落氷雪に十分注意するようにしてください。

道路への雪捨ては犯罪です

自宅や店舗、事務所などの雪を道路に捨てる行為は「道路交通法第76条3項」、「道路法第43条2号」に違反し、懲役や罰金に処せられる犯罪です。交通妨害となるような道路への雪出しを見かけたら、警察に通報または土木課管理係(☎54-6622)に連絡してください。



雪捨て場のご案内



除雪に関する問い合わせ先

- 【幕別・札内地区】
 - ▶町道:土木課管理係(☎54-6622)
 - ▶道道:十勝総合振興局帯広建設管理部(☎27-8727)
 - ▶国道:帯広開発建設部帯広道路事務所(☎25-1250)
- 【忠類地区】
 - ▶町道:忠類総合支所経済建設課建設管理係(☎8-2111)
 - ▶道道:十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所(☎6-3141)
 - ※道道幕別大樹線(駒島市街〜旧忠類町界)、道道駒島更別線(駒島市街〜更別村界)は十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所にお問い合わせください。
 - ▶国道:帯広開発建設部広尾道路事務所(☎2-3148)